仙台市立館中学校 校長 大平 和典

いじめ防止のための取組について

本校では、「仙台市立館中学校いじめ防止基本方針」(平成 25 年度策定)の基本理念の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて全職員が一丸となって取り組んでいきます。

また、いじめ事案の対応については、これまでも「学校いじめ防止等対策委員会」において、組織的に取り組んできましたが、今後も軽微と思われる事案や解決した事案についてもしっかりと取り組み、必要に応じ対策委員会を開き、情報共有、対応方針の検討・決定を行うなど、組織的対応に努めていきます。

1 基本理念の徹底

- (1) いじめについては、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識し、いじめの未然防止に向けて、全ての生徒を対象に、全ての教職員、保護者、地域が連携しながら取り組む。
- (2) 学校においては、授業や諸活動を充実させ、生徒の望ましい人間関係づくりを進める。
- (3) いじめは人権侵害であり、犯罪行為にもつながる許しがたい行為である、という意識を生徒に持たせる指導を徹底する。
 - ① どんな理由があっても絶対に行ってはいけない。
 - ② 見て見ぬふりをしてはいけない。
 - ③ やめさせたり、通報したりすることは勇気ある正しい行いである。
- (4) いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は、教職員が組織的に対応するとともに、保護者の理解を得ながら、適切かつ迅速な対応を行う。
- (5) いじめを受けた生徒や情報提供者を守り、いじめを行った生徒やその保護者に対しては十分に反省を促し、毅然とした対応を行う。

2 いじめについての相談窓口

- (1) 生徒の皆さんは、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、教科担任や顧問、学年の先生など、お話ししやすい本校の教職員に、気軽に相談してください。相談内容については、十分に配慮しながら学校として対応していきます。
- (2) 保護者・地域の皆さまは、教頭(村上)、いじめ対策担当(今野芳)、学年主任(1学年:野﨑、 2学年:櫻井、3学年:関)、学級担任等にご相談ください。
 - ※ 電話 379-6987 職員室
 - ※ 電話 379-7091 カウンセラー室直通(毎週水曜日,隔週金曜日9:30~16:40)
- (3) 教育委員会における相談は、教育相談室です。 電話 214-0002

3 いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの兆候を認知した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をするとともに、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、迅速な対応を行います。解決に向けては、学級担任等が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応します。具体的には以下の対応を行います。

- ① 事案認知 → 学年で共有 → いじめ対策担当教諭(生徒指導主事) → 教頭へ報告 → 校長へ報告 ※ いじめ防止等対策委員会の開催(情報共有,対応方針の検討)
- ② 聴き取り(被害生徒)→ 被害生徒保護者へ連絡
- ③ 聴き取り (加害生徒) → 加害生徒保護者へ連絡 ※事実が合わない場合,再度聴き取りを実施
- ④ 加害生徒への指導,保護者へ指導内容の説明
- ⑤ 被害生徒,保護者へ対応策の説明
- ⑥ 関係改善の会(校長,関係教職員,被害生徒,加害生徒,保護者) ※実施の可否は,被害生徒,保護者の気持ちに寄り添い,意向を尊重し決定する。
- ⑦ 見守り(本人への声掛け、保護者への定期連絡、スクールカウンセラー等によるアフターケア)

4 早期発見の取組

各取組を丁寧に行うとともに、生徒と教師の信頼関係を構築し、皆さんが相談しやすい体制をつくります。

- (1) アンケート調査の実施
 - ① 2か月に1回実施します($5\cdot 7\cdot 9\cdot 11\cdot 1$ 月)。回収したアンケートについては担任だけではなく、学年主任、いじめ対策担当、校長・教頭等による複数のチェックを行い、対応します。
 - ② 心配な内容については、本人から聴き取りし、迅速な対応をして解消に向けます。
 - ③ 5・9・11月のアンケート調査実施後は全生徒と面談し、心配な相談内容については、保護者に確実に伝えるとともに、いじめ防止等対策委員会として対応します。
- (2) やりとり帳の実施
 - ① 生徒が毎日提出し、担任へ発信する手立てとします。
 - ② 担任が気になる内容については、学年主任、いじめ対策担当、校長・教頭に確実に伝えます。
- (3) 日常の観察、見守り
 - ① 休み時間など、教室・廊下等での見守りと声掛けを細やかに行います。
 - ② 帰りの会で、生徒と教師が共に行う一日の振り返りを、丁寧に行います。
 - ③ 保護者との連絡を密に行います。
- (4) 教育相談体制の充実
 - ① 相談用紙の改訂や定期教育相談の持ち方を工夫し、相談の機会を増やすとともに、担任以外の教職員との面談も推進します。
 - ② 1年生は早期の生徒理解のために、5月に保護者面談を実施しました。

5 未然防止の取組

仙台市立学校全校で実施する「いじめ防止『きずな』キャンペーン期間」をはじめ、さまざまな場面で以下のような取組を実施します。

- (1) 全校集会等の実施
 - ・いじめ防止に向けた全校集会を実施し、教職員及び生徒全員がいじめについて改めて考える機会を設けます。
- (2)「命を大切にする心」や「思いやりの心」を育む授業の実施
 - ① 道徳において、全校一斉に同じ時間帯で「命を大切にする心」や「思いやりの心」を育む授業を実施します。
 - ② コミュニケーション能力やストレス耐性の育成をねらいとした授業を実施します。
- (3) いじめ防止に向けた生徒が主体となった啓発活動の実施
- ① 生徒会による「いじめ防止集会」を開催します。
- ② 館小学校児童と館中学校生徒の合同あいさつ運動を実施します。
- (4) 学校と保護者が連携した取組
 - ① 朝のあいさつ運動を、PTAと生徒、教職員が一緒に行います。
 - ② 授業参観、学校行事等、保護者交流の機会を多く設定します (別途ご案内)。
 - ③ 職員、外部講師、スクールカウンセラー等による講話を実施します (講演会、研修会等)。 ※このほか、日常の部活動参観など、来校の機会を増やしていきます。

6 その他

上記のほか,道徳や学級活動,行事等を通じて,一人一人が互いに認め合える,いじめに向かわない学級学校づくりに取り組んでいきます。また,重大事態への対処などについては,教育委員会の指導の下,取り組んでいきます。なお,本校のいじめ防止等の取組については,今後も,学校だよりや学校ホームページ等でお知らせしていく予定です。